

電力需給仕様書

熱海市市有施設（13施設）で使用する電気に係る契約等については、関係法令に定めるもののほか、この仕様書等によるものとする。

1 概要

- (1) 件名 熱海市市有施設電気需給契約（単価契約）
- (2) 需要場所 別紙1のとおり
- (3) 業種及び用途 官公署・小学校及び中学校

2 仕様

(1) 受電電気方式等

- ① 受電電気方式 交流3相式
- ② 受電使用電圧（標準電圧） 6,600ボルト
- ③ 計量電圧（標準電圧） 6,600ボルト
- ④ 標準周波数 50ヘルツ
- ⑤ 電気方式 1回線受電方式
- ⑥ 蓄熱槽の有無 2施設のみ有り（第二小学校・泉小中学校）
- ⑦ 非常用自家発電設備の有無 2施設のみ有り（第1庁舎・福祉センター）
- ⑧ 太陽光発電設備の有無 2施設のみ有り（第二小学校・熱海中学校）

(2) 契約電力量及び予定使用電力量

- ① 予定契約電力 別紙2・3・4のとおり
- ② 予定使用電力 別紙2・3・4のとおり
- ③ 最大需要電力実績 別紙5-1から5-13のとおり
- ④ 使用電力実績 別紙5-1から5-13のとおり

※入札に用いる数量は上記①予定契約電力量及び②予定使用電力量のとおりとする。

ただし、実際の取引における各月の契約電力は、その1月の最大需要電力量と前11月の最大需用電力のうち、いずれか大きい値とする。

(3) 需給期間

令和4年10月1日0時から令和7年9月30日24時まで（3年間）

(4) 供給地点、電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

別紙1のとおり

(5) 電気料金の算定方法

- ① 電気料金は、各月毎の契約電力及び使用電力量等により算定するものとする。
- ② 電気料金は、次の(ア)から(エ)に揚げる料金を合算した額とする
 - (ア) 基本料金 契約電力、基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。
 - ・ 基本料金 = 契約電力 × 基本料金単価 × (1.85 - 力率 / 100)

(イ) 電力量料金 使用電力量及び電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。

・電気料金＝使用電力量×電力量料金単価

(ウ) 燃料費調整額 燃料費調整額は当該地域を所管する旧一般電気事業者が採用する燃料費調整単価を用いて以下のように算出する。

・燃料費調整額＝使用電力量×(±燃料費調整単価)

(エ) 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は経済産業省告示第142号に基づき定められた単価に使用電力量を乗じた金額(以下の算式による)

・再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金
＝使用電力量×告示単価

③ 電気料金の算定に係る端数調整は次のとおりとする。

(ア) 契約電力の単位は1KWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(イ) 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(ウ) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(エ) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(6) その他

① 入札価格の算定にあたっては、力率を100%とし燃料費調整額および再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金はこれを考慮しない。

② 入札価格は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、配布した資料を基に積算した13施設分を合わせた1年分の総額を、消費税(消費税率及び地方消費税率の合計は10.0%)込みで記載すること。

③ 入札価格の内訳書(各単価)を提出すること。

④ 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、当方が指定する連絡先に指示・報告が出来るようにしておくこと。

⑤ その他、仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者両者協議の上、決定することとする。